

令和8年度 瀬戸内町加点基準

【特別簡易型】土木（土木一式工事）

	評価項目及び加算点	加点基準
企業の 施工能力 （ 0.0点 ）	令和7年度中の瀬戸内町発注工事の指名停止の件数 ○ 1回につき （-0.5点） 下限なし	指名停止日が令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間で指名停止がある場合は減点。
	総合評価方式による工事受注量 （-1.5点～0点） ○ 0件 （0点） ○ 1件 （-0.5点） ○ 2件 （-1.0点） ○ 3件以上 （-1.5点）	瀬戸内町発注の総合評価落札方式による土木一式工事で、令和8年10月1日から令和9年3月31日の期間で、落札候補者又は落札決定となった工事の受注量。 ※同日に複数の工事の開札がある場合に落札候補者又は落札決定を受けた企業は、以降の同日発注業種工事案件は辞退扱いとする。また、瀬戸内町建設工事指名業者選定要領第3条の「同一工区を複数工区に分割し、同日中に入札に付しがたいもので、別々に改めて入札に付するもの」にあつては、すでに落札した工事進捗が7割を超えている場合は、入札に参加させることができる。」（抜粋）を適用し、建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会において、同一工区と認められ工事進捗が7割に達していない場合は、推薦しないものとする。
地域 貢献度 （ 0.6点 ）	地域への貢献 （0点～0.1点） エ 消防団員の雇用 （0.1点）	エ 消防団員に所属している役員又は常勤の従業員を現在雇用しているか。ただし、入札公告日または指名通知発行日までに消防団員証の交付を受けている者に限る。
	災害協定について （0点～0.5点） 町との災害協定の締結 （0.5点）	町との災害協定を締結している団体に加入している。 または、企業単独で町との災害協定を締結している。
合計	0.6点	